様式第１号（第４条、第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **米子市文化活動館使用等（変更）許可申請書**令和　　年　　月　　日指定管理者 旭ビル管理株式会社　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申 請 者 | 団体の名称 | 　 |
| 住所又は所在地 | 　 |
| 代表者氏名 | 　 |
|  | （電話　　　　　　　　　　）　 |

次のとおり、米子市文化活動館の使用等の（変更）許可を申請します。 |
| 使用の目的 | 　　　 |
| 使用する日時 | 令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分から令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分まで |
| 使用する施設 | 　　　 |
| 利用予定人員 | 　　　　　人 |
| 使用する附属設備及び器具 | 　　 |
| 使用者がする特別の設備 | １　設備する（別紙図面のとおり）　　２　設備しない |
| 使用責任者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　（電話　　　　　　　　　　　） |
| 米子市文化活動館使用等（変更）許可書上記の申請について、使用等(の変更)を許可します。　　　　令和　　年　　月　　日指定管理者 旭ビル管理株式会社 | 使　　用　　料 |
| 施　設 | 円 |
| 冷暖房 | 円 |
| 合　計 | 円 |
| 許 可 条 件 |  |

|  |
| --- |
| １　この処分（米子市文化活動館使用料の支払に関するものは含まれません。以下同じです。）に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）（地方自治法第２４４条の４第１項・行政不服審査法第１８条第１項本文及び第２項本文）２　また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、旭ビル管理株式会社を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。（行政事件訴訟法第８条第１項本文、第１１条第２項及び第１４条第１項本文）３　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。（行政事件訴訟法第１４条第２項本文） |